

# API連携サービス規定

## 第1条 API連携サービス

### 1. API連携サービスの内容

- (1) API連携サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行と提携するサービス事業者（以下、「外部サービス会社」といいます。）が当行の提供するAPI（アプリケーション同士を連携させるための接続仕様）を介して当行のシステムに接続することにより、お客さま（以下、「契約者」といいます。）の依頼に基づき、当行所定のデータ連携を行うサービスのことをいいます。
- (2) 当行が提供する以下のサービスを契約されている契約者は、外部サービス会社との間で、外部サービス会社が提供するサービス（以下、「外部サービス」といいます。）の利用に係る契約を締結することにより、外部サービスを通じて本サービスを利用することができます。

- ① 仙台銀行アプリ
- ② 仙台銀行インターネット・モバイルバンキングサービス
- ③ 仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービス

### 2. 本サービスで利用可能な機能

本サービスで利用することができる機能は、当行所定の機能に限られるものとします。なお、外部サービスによって利用できる機能は異なる場合があります。

### 3. 外部サービス会社との契約

契約者は、本サービスを利用するにあたり、外部サービス会社との契約が必要となります。外部サービス会社との契約は、契約者が自らの責任において行うものとします。

### 4. 規定等の適用

本サービスを利用した当行のサービスには、本規定のほか仙台銀行アプリ利用規約、仙台銀行インターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定、仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービスご利用規定を適用するものとします。なお、本規定と各規定等が抵触する場合には、本規定が優先されるものとします。

## 第2条 手数料等

本サービスの利用による手数料は、当行が別途定める場合を除き発生しません。なお、外部サービスのご利用にあたっては、外部サービス会社に対して、外部サービス会社所定の利用手数料等の支払が必要となる場合があります。

## 第3条 本サービスの利用

### 1. 利用登録

契約者は、本サービスの利用開始にあたっては、本規定に同意した上で、外部サービス経由で本人確認を受け、外部サービス会社ごとに利用登録を行うものとします。当行は、利用登録に際して、契約者から通知を受けた内容が当行に登録された内容と一致することその他の当行が相当と認める方法により確認します。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認および利用登録を行う必要がある場合があります。

## 2. 本人認証

前項の本人確認および利用登録が完了した場合、当行は、外部サービス会社に認証情報を発行し、外部サービス会社から認証情報を受領したときは契約者の指示があったものとみなします。

## 3. 取引確認

前二項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

## 4. セキュリティレベル

契約者は、外部サービス経由で本サービスをご利用いただく場合、当該外部サービス会社のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

## 5. 外部サービス会社への情報開示

本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、外部サービス会社と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他の契約者の情報を外部サービス会社に対し開示することができるものとします。

(1) 契約者の情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合

(2) 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

## 6. 外部サービス会社による情報管理

当行が外部サービス会社へ開示した情報は、外部サービス会社によって管理されるものとし、外部サービス会社による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失について当行は責任を負いません。

## 7. 各種リスク

本サービスの利用には、以下の各号に該当する事象によって契約者に損害が生じるリスクがあります。契約者は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

(1) 外部サービスの利用に必要となるトークン等が流出、漏洩もしくは偽造され、外部サービス会社もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または外部サービス会社のシステム障害等により、契約者の情報の流出等が生じる場合

(2) 外部サービス会社の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、契約者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により外

部サービスの機能停止や契約者情報の流出等が生じる場合

#### **第4条 提供情報**

本サービスで提供される情報は、契約者の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りません。

#### **第5条 その他免責事項**

1. 外部サービスは専ら外部サービス会社が提供するものであり、外部サービスの利用またはこれに付随しもしくは関連して契約者または第三者に生じた損害について、当行は責任を負わないものとし、当該損害の賠償および補償については、契約者と外部サービス会社との間で解決されるものとしします。
2. 当行は、本サービスに関し、外部サービスと本サービスとの口座情報の連携が常時適切に行われること、口座情報の内容が正確性、的確性、信頼性、適時性を有すること、外部サービス会社のシステム管理体制その他のセキュリティ、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、外部サービス会社が知的財産権その他の権利を侵害していないことについて、一切の保証を行うものではなく、これらに起因して生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 当行は、本サービスに関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由その他の理由に基づき当行が必要と判断する場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、停止、または終了する場合があります。これらに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏洩等が生じた場合、そのために契約者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。

#### **第6条 本サービスの利用停止**

1. 契約者が本サービスの利用停止を希望する場合は、契約者が自ら外部サービス会社に対して利用停止の手続きを行うものとしします。
2. 前項の手続きを行った場合であっても、当行が当行の所定の方式により、契約者と外部サービス会社との間の各種サービスが利用停止されたことを確認するまでの間、当行は当該サービスが有効に継続しているものとみなして本サービスの提供を続けるものとしします。
3. 当行が定める一定の期間内に、契約者が外部サービスを利用しなかったこと等により、外部サービスを通じた契約者の口座情報へのアクセスまたは取引指示がなかった場合、契約者による本サービスの利用を停止するものとしします。

4. 契約者が本サービスの利用再開を希望する場合は、再度本サービスの利用登録を行うものとします。

#### **第7条 本サービスの休止**

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとします。この中断の時期及び内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

#### **第8条 本サービスの廃止**

当行は、本サービスの全部または一部について、契約者に通知することなく廃止する場合があります。

#### **第9条 譲渡・質入等の禁止**

契約者は、本サービスに基づく契約者の権利を譲渡・質入、または第三者へ貸与することはできません。

#### **第10条 規定の変更方法**

1. 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### **第11条 関係規定等の適用・準用**

本規定、仙台銀行アプリ利用規約、仙台銀行インターネット・モバイルバンキングサービスご利用規定、仙台銀行インターネットビジネスバンキングサービスご利用規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定等により取扱います。

#### **第12条 準拠法・管轄**

本規定および本サービス利用行為の契約準拠法は日本法とします。本規定および本サービス利用行為に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(2021年3月22日現在)